

住宅リフォーム補助制度 募集のお知らせ

町民が、町内の施工業者を利用して個人住宅のリフォーム(バリアフリー改修工事、省エネ工事、住宅の耐久性を向上させる改修工事、テレワーク推進改修工事)を行う場合に、住宅リフォームの費用の一部を補助するものです。



*申請できる方

- ① 町内に住民登録している方
- ② 対象となる住宅の居住者(建築後、1年以上経過)
- ③ 町税などの滞納のない方

*対象となる住宅

- 町内にある個人住宅で以下のもの
・自己所有住宅(建築後、1年以上経過)

*対象となる工事

- ① 対象工事費が20万円以上
- ② バリアフリー改修、省エネ改修、住宅の耐久性を向上させる改修工事、テレワーク推進改修工事※新規
- ③ 令和9年2月1日(月)までに工事が完了し、かつ、工事代金の支払も完了し、町へ実績報告が終了できるもの。

*工事を行う業者について

- 町内に本社または営業所のある事業所(町内個人事業者も含みます。)

*補助額

- ★対象工事の 20%
★最高限度額 20万円

例 ① 対象工事費 40万円

40万円×0.2(20%)=8万円
助成額 8万円

例 ② 対象工事費 120万円

120万円×0.2(20%)=24万円
※助成額の最高限度額は20万円

※交付決定後に工事着手するものが対象となります。

※すでに着手済、完成済の工事については、対象外になりますので、ご了承ください。

*補助対象工事(下記の①～④)

- ① バリアフリー改修工事
・通路などの拡幅・階段勾配の緩和
・浴室改良・便所改良・手すりの取付
・段差の解消・出入口の戸の改良
・滑りにくい床材料への取替
- ② 省エネ改修工事
・窓の断熱・床の断熱・屋根および天井の断熱・壁の断熱
- ③ 住宅の耐久性を向上させる改修工事
・柱、はりなどの主要構造物のはく離したコンクリートの除去および改修・ひさし、天井裏などのコンクリート除去及び補修

④ テレワークの推進改修工事

- ・テレワークを行うためのデスク設置、壁や扉で仕切られたスペース確保のための工事など

*応募について

(まちづくり振興課に申込書を提出)

受付期間は、
令和8年6月24日(水)
～10月30日(金)です。

先着順のため予算が無くなり次第受付を終了します。



住宅リフォーム
補助制度

※詳しくはホームページまたは、まちづくり振興課までお問合せください。

問 まちづくり振興課 ☎ 889-4412

令和9・10年度 南風原町入札参加資格審査申請受付のお知らせ

町が発注する「建設工事」、「測量・建設コンサルタント業務」、「物品購入及びその他の業務」の入札に参加を希望する事業者を対象に、入札参加資格審査申請を受け付けます。当申請は、通常2年に一度実施しています。

※自動更新はありません。前回(令和7・8年度分)名簿登録をした場合でも、改めて申請が必要となります。

(1)申請受付期間

令和8年12月1日(火)～31日(木)

(2)申請方法

電子申請(インターネットによる申請)となります。

※申請方法の詳細や申請に必要な書類は、町ホームページをご確認ください。

町ホームページの **キーワード検索** ➡ 「入札参加」と検索、または右のQRからご確認ください。



詳しくはこちら



問 まちづくり振興課 ☎ 889-4412

マイナンバーカードのお手続きには予約が必要です



窓口の混雑を解消し、待ち時間を少なくするためマイナンバーカードの申請は予約制としております。ただし、18歳以上の方の5年目の更新、暗証番号初期化などについては、予約は不要です。

※予約なしで来庁された場合、待ち時間が長くなる場合がございます。

夜間窓口は、予約制です。

ご利用を希望される方はインターネットまたは電話でご予約ください。



マイナンバーカード夜間窓口

窓口開設日	10月8日(木)・22日(木)
時間	17:20～19:00
休日窓口	10月24日(土) 9:00～13:00まで(予約制のみ)

※予約の取消・変更はお電話にてご連絡ください。

※予約は窓口開設日の前日まで受付けております。

※予約状況により、ご予約がすでに満席となっている場合がありますのでご了承ください。 マイナンバー



予約・受付窓口

役場1階 住民環境課 (②番窓口) マイナンバー窓口専用回線 ☎ 970-6126



インターネットからも
予約できます

地図

南風原北I.C.から
車で約3分。南風原町役場すぐそば。



司法書士 **さくがわ 佐久川 聡**

無料法律相談

不動産の登記 ●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更
●抵当権の設定や抹消

会社の登記 ●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き
●定款変更

相続手続き ●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策
●相続の放棄

裁判事務手続き ●140万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成
●訴状、成年後見申立書などの作成

債務整理 ●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き
●過払い金の回収

さくがわ司法書士事務所

〒901-1111 南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A
南風原町役場となり ☎098-889-8831

業務時間

平日：9:00～18:00

休日：土、日、祝日

※事前にご予約いただければ、平日 18:00 以降のご相談も受け付けております。